

独立行政法人教職員支援機構講師宿泊棟利用規程

平成 29 年 4 月 1 日
教職員支援機構規程第 16 号
改正 令和元規 7

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の宿泊施設の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(宿泊施設の利用)

第 2 条 宿泊施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 機構が実施する研修の講師及び受講者
- 二 国（独立行政法人を含む）、地方公共団体が実施する研修等の主催者及び参加者
- 三 教育関係機関が実施する研修等の主催者及び参加者
- 四 その他理事長が適当と認めた者

(利用の承認)

第 3 条 宿泊施設を利用しようとする者は、宿泊申込みを行い、機構の承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。

(宿泊料)

第 4 条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める宿泊料を宿泊した翌日までに納入しなければならない。ただし、講師については旅費支給時に納入するものとするが、理事長が別に定める場合はこの限りではない。

(宿泊料の不還付)

第 5 条 既納の宿泊料は、~~還付~~しない。ただし、理事長が別に定める場合はその全部又は一部を還付する。

(利用の条件等)

第 6 条 利用者は、宿泊施設を利用するについて、機構の定める利用の条件に従い、かつ、機構の職員の指示に従わなければならない。

(宿泊施設の変更禁止)

第 7 条 利用者は、宿泊施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りではない。

(利用承認の取消し等)

第8条 理事長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取消しすることができる。

- 一 この規程若しくは利用の条件に違反し、又は機構の職員の指示に従わなかったとき。
- 二 災害その他の事故により宿泊施設の利用ができなくなったとき。
- 三 工事その他の都合により特に必要と認められたとき。

(賠償)

第10条 利用者は、宿泊に際し、宿泊施設又は備品等に損害を与えた場合には、理事長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認められたときは、賠償額を減額し、又は免除することがある。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人教員研修センター講師宿泊棟利用規程（教員研修センター規程第22号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1（第2条第1号、第2号及び第3号関係）

タイプA	1人・1泊	1,400円
タイプB	1人・1泊	1,100円

2（第2条第4号関係）

タイプA	1人・1泊	5,800円
タイプB	1人・1泊	4,600円

注 タイプAとは、ユニットバス、トイレ付の室をいう。